2026年11月19日

各　位

会 社 名　ジ ー イ エ ッ ト 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　木村　竜哉
（コード番号　7603　東証スタンダード）
問合せ先　取締役管理統括本部長　小林　大介
（TEL．03－3316－1911）

第三者割当による第13回新株予約権、第14回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第３回無担保普通社債の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ

当社は、2026年11月19日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、G Future Fund１号投資事業有限責任組合（以下「Gファンド」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法による第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）、EVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。また、Gファンドとあわせて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法による第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といい、第13回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）及びEVO FUNDを割当予定先とする第３回無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）を発行すること並びにGファンドとの間で第13回新株予約権の割当契約（以下「第13回新株予約権買取契約」といいます。）、EVO FUNDとの間で第14回新株予約権の割当契約（以下「第14回新株予約権買取契約」といい、第13回新株予約権買取契約と合わせて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）並びに各割当予定先との間で総数引受契約を締結することを決議いたしましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権及び本社債の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を総称して「本資金調達」といいます。）。なお、当社が2026年３月31日にEVO FUNDに対して発行した第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）については、本資金調達に際して取得及び消却を行わず、引き続き存続いたします。

１．募集の概要

＜第13回新株予約権の概要＞

（１）	割　当　日	2026 年 12 月 7 日
（２）	発行新株予約権数	350,000 個
（３）	発　行　価　額	総額 1,750,000 円（新株予約権１個当たり５円）
（４）	当該発行による潜在株式数	35,000,000 株（新株予約権１個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 14 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、35,000,000 株です。
（５）	資金調達の額	883,750,000 円（差引手取概算額：873,480,000 円）（注）
（６）	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額　25.2円 2027年６月７日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合は、行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」といいます。）の翌取引日（以下「第13回新株予約権修正日」といいます。）（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）（但し、終値が存在しない日を除きます。）に、決議日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額（以下「第13回新

	株予約権修正後行使価額」という。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、第13回新株予約権修正後行使価額が上記「（４）当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合には、第13回新株予約権修正後行使価額は下限行使価額とします。また、当社は、本（６）により行使価額が修正された場合、当該行使価額の修正に係る第13回新株予約権修正日から始まる６ヶ月の期間内に第13回新株予約権修正日が到来する新たな行使価額の修正に係る取締役会決議を行うことができないものとします。
（７）　行使期間	2026年12月８日から2031年12月８日まで
（８）　募集又は割当方法（割当予定先）	Gファンドに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
（９）　その他	(1) 当社は、Gファンドとの間で、本日付で、①Gファンドが第 13 回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することや、②Gファンドは、原則として、本社債の償還が完了した後に第 13 回新株予約権を行使するものとし、本社債の償還が完了するまでの間は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）の同意がある場合に限り第13回新株予約権を行使することができること等を規定する第13回新株予約権買取契約を締結いたします。 (2) 上記「（７）行使期間」欄で定める第 13 回新株予約権の行使期間の末日において第 13 回新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する第13回新株予約権の全てを第 13 回新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる第13回新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。

（注）　第13回新株予約権に係る差引手取概算額は、第13回新株予約権の発行価額の総額に、全ての第13回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出した第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、第13回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（10,270,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、第13回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、第13回新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第13回新株予約権を消却した場合には、当該資金調達の額は減少する可能性があります。

＜第14回新株予約権の概要＞

（１）　割当日	2026年12月７日
（２）　発行新株予約権数	350,000個
（３）　発行価額	総額1,400,000円（新株予約権１個当たり４円）
（４）　当該発行による潜在株式数	35,000,000株（新株予約権１個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は14円（但し、第14回新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、35,000,000株です。
（５）　資金調達の額	981,400,000円（差引手取概算額：971,130,000円）（注）
（６）　行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額　28円 (1) 行使価額は、割当日の２取引日後に初回の修正がなされ、以後１取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「第14回新株予約権修正日」といいます。）。本規定に基づく修

	正が行われる場合、行使価額は、各第14回新株予約権修正日に、当該第14回新株予約権修正日に先立つ５連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の100%に相当する金額（以下「第14回新株予約権修正後行使価額」といいます。但し、当該金額が上記「（４）当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定期間内の取引日において第14回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により第14回新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び②当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の２取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、１取引日が経過する毎に、上記(1)に準じて行使価額は修正されます。 (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、第14回新株予約権の行使が制限超過行使（下記「２．募集の目的及び理由　（２）資金調達方法の概要及び選択理由　＜第14回新株予約権＞　② 制限超過行使の禁止」に定義します。以下同じです。）に該当する場合であって、上記(1)及び(2)の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（第14回新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
（７）　行　使　期　間	2026年12月８日から2028年12月８日まで
（８）　募集又は割当方法（割当予定先）	EVO FUNDに対して第三者割当の方法によって割り当てます。
（９）　そ　の　他	(1) 当社は、EVO FUNDとの間で、本日付で、EVO FUNDが第14回新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する第14回新株予約権買取契約を締結いたします。 (2) 当社は、第14回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第14回新株予約権の払込期日から１ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた第14回新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の２週間以上前に第14回新株予約権に係る新株予約権者（以下「第14回新株予約権者」といいます。）又は第14回新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当

	該日の 16 時までに第 14 回新株予約権者又は第 14 回新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。)、第 14 回新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる第 14 回新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する第 14 回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。第 14 回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (3) 上記「（７）行使期間」欄で定める第 14 回新株予約権の行使期間の末日において第 14 回新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する第 14 回新株予約権の全てを第 14 回新株予約権１個当たりの払込金額と同額（対象となる第 14 回新株予約権の個数を乗じて１円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。 (4) 当社は、第 14 回新株予約権買取契約に基づき、第 14 回新株予約権の払込期日の１ヶ月後以降、割当予定先が第 14 回新株予約権を行使することができない期間を指定することができます（詳細は、下記「２．募集の目的及び理由　（２）資金調達方法の概要及び選択理由　＜第 14 回新株予約権＞　③　行使停止指定条項」をご参照ください。)。

（注）　第14回新株予約権に係る差引手取概算額は、第14回新株予約権の発行価額の総額に、全ての第14回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出した第14回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、第14回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（10,270,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、第14回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、第14回新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した第14回新株予約権を消却した場合には、当該資金調達の額は減少する可能性があります。

２．募集の目的及び理由

（１）募集の目的

当社グループは、アパレル・ライフスタイル事業を中心とする既存事業の収益力回復と、新たな事業領域・販売チャネルの開拓による収益基盤の拡充に取り組んでおります。2027年２月期中間期には営業損失757百万円及び営業活動によるキャッシュ・フローの支出1,825百万円を計上しており、収益体質の改善と、それを支える投資資金の確保が重要な経営課題となっております。

2026年３月のコーエンの子会社化後、ブランドの再生・再成長に向けた商品・販促施策に加え、システムの入れ替えや物流拠点の移管に向けた取組みを進めております。また、2026年10月９日には、コーエンにおけるコスメ事業の開始及び提携先との基本合意書締結を公表し、2027年６月の事業開始を予定しております。このような事業展開を背景として、買収後の事業運営の整備や新規事業の具体化に伴う追加的な投資需要への対応が必要となっております。

これらの課題への対応にあたっては、現在の事業の収益力を高める投資と将来の成長投資を、外部パートナーとの協業及びグループ共通の経営基盤によって結び付け、各投資の効果をグループ全体に波及させることが重要と考えております。本資金調達に係る各資金使途は、この方針を実行するための一連の取組みとして位置付けています。

既実施M&A案件の事業再生・成長投資と、既存事業の収益構造改革は、当社グループの現在の収益基盤を改善するための投資です。既実施M&A案件への投資によりコーエンの事業運営を整備し、取得したブランドや事業基盤の価値を高めるとともに、既存事業の収益構造改革により既存店舗・EC・商品・ブランド等を見直すことで、グループが既に有する顧客接点や販売基盤の収益力を高め、今後の成長投資を受け止める基盤を整えます。

M&A・資本提携投資と、新規事業の事業化・収益化投資は、事業再生及び収益構造改革によっ

て整備する事業基盤を活用しながら、新たなブランド、技術、人材及び販売チャネル等を取り込み、将来の収益源を育成するための投資です。前述のコーエンのコスメ事業も、同社の商品企画・ブランド運営の知見と提携先の販路開拓等の知見を組み合わせる取組みです。このように、外部との連携で獲得する機能を既存の経営資源と結び付け、既存事業の改善と新規事業の成長を相互に促進することを目指しております。

社債償還は、株式会社オルトプラスホールディングスとの資本関係の強化及び連携・協業の推進を目的とした株式追加取得資金を調達するために発行した社債を、新株予約権の行使による調達資金で償還するものです。株式会社オルトプラスホールディングスとの資本業務提携では、システム・データ基盤の整備、デジタル分野の知見の活用及び既存店舗等を活かした新たな事業機会の創出を進めております。この連携を深めることは、既実施M&A案件の事業運営や既存事業の販売基盤の改善を支えるとともに、M&A・資本提携及び新規事業を通じた成長機会の検討・具体化にもつながるものと考えております。社債償還は、その連携基盤の強化に係る株式取得資金の調達と償還を一連のものとして整理する使途です。

グループ共通基盤・PMI体制整備は、これらの投資を個社ごとの取組みにとどめず、グループ全体の成果につなげるための共通基盤となります。システム・データ・管理体制及び買収後の統合機能を整えることで、既実施M&A案件の運営を支え、既存事業改革に必要な情報活用を促進し、今後のM&Aによって新たに取得する事業や新規事業をグループの経営基盤に接続することを目指します。これは、2026年10月９日付の「持株会社体制への移行の検討開始に関するお知らせ」において公表済みの持株会社体制への移行検討における、経営資源・機能の最適化及びグループ経営管理の強化という方向性とも整合するものです。

以上のとおり、これらの資金使途は、協業を支える資本関係、現在の事業の収益改善、将来の成長領域への投資及びそれらを支える共通基盤を相互に結び付ける使途です。各投資の効果を既存事業の収益力向上と新たな収益源の創出につなげ、グループ全体の持続的な成長及び企業価値向上を図るという目的に照らし、合理性があると考えております。

なお、今回の約18億円の調達資金は、以下の①～④に充当する予定です。

①第２回社債（以下で定義します。）及び本社債の償還資金　69百万円（0.69億円）

当社は、当社が大株主として出資する株式会社オルトプラスホールディングスとの資本関係の強化及び今後の事業上の連携・協業の推進を目的として、本社債により調達した資金を同社株式の追加取得に充当します。本新株予約権の行使により調達する資金は、2026年10月20日にEVO FUNDに対して割り当てた発行価額総額160,000,000円のジーイエット株式会社第２回無担保普通社債（以下「第２回社債」といいます。）の償還に充当した後、当該株式取得資金を調達するために発行した本社債の償還に充当します。

②既存アパレル事業・既子会社の事業再生及び成長投資　925百万円（9.25億円）

当社グループは、既存アパレル事業及び既存子会社の収益力の回復並びに持続的な成長に向けた事業基盤の整備を進めるため、合計925百万円を充当する予定です。このうち、2026年３月に完全子会社化した株式会社コーエンについては、子会社化後の事業再生及び成長に必要な資金として760百万円を予定しております。主として、事業運営に必要なインフラ基盤の整備及び新規事業であるコスメ事業等の推進に係る投資を想定しております。

また、当社の既存アパレル事業（マックハウス事業）については、商品・IP戦略の強化、店舗改装並びに事業運営体制の見直し等を通じた収益構造改革を推進するため、165百万円を充当する予定です。

③M&A・資本提携等の成長投資　380百万円（3.8億円）

当社グループは、既存事業との相乗効果が期待できる企業への投資等を通じて、事業基盤の拡充及び中長期的な収益力の強化を図る方針です。このため、M&A、資本提携及び事業取得等に係る投資資金として300百万円、案件の調査・検討及び実行後の統合対応等に係る関連費用として80百万円の合計380百万円を充当する予定です。

④新規事業・グループ成長基盤への投資　470百万円（4.7億円）

当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向け、新たな事業機会への対応及びグループ全体の経営基盤の強化を進める方針です。このため、新規事業の事業化及び既存事業の成長に向けた投資に加え、持株会社体制へ移行し、グループ全体の経営基盤の整備・強化に必要な資金として、合計470百万円を充当する予定です。

第13回新株予約権のGファンドへの割当により、同社の持株比率が70％を超えることとなり、当社経営に対する同ファンドの影響力が一層高まることは認識しております。一方、本資金調達は、当社グループの事業再生及び成長戦略の推進に必要な資金を確保することを目的としており、

中長期的な企業価値の向上に資するものと考えております。
また、本件については、独立した第三者委員会による必要性及び相当性の検討、利害関係を有する取締役の審議・決議からの除外等、公正性の確保及び利益相反の回避に向けた措置を講じる方針です。

今回の資金調達におけるより具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

（２）資金調達方法の概要及び選択理由
＜資金調達方法の概要＞
今回の資金調達は、当社が、Gファンドに対し第13回新株予約権を、EVO FUNDに対し第14回新株予約権及び本社債を、それぞれ割り当てることにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の資金を調達するとともに、第14回新株予約権による調達資金を第２回社債及び本社債の繰上償還に優先的に充当してつなぎ資金の早期の返済を図りつつ、当該繰上償還の完了後は第13回新株予約権の行使に係る制限も解除されることにより、Gファンド及びEVO FUNDによる新株予約権の行使に伴ってさらなる資金調達が可能となる仕組みとなっております。
本資金調達に係るスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、当社の親会社であるGファンドに対する第13回新株予約権の発行並びにEVO FUNDに対する額面金額にて発行（パー発行）される無利息の社債及び参照株価に対するディスカウントを設けない第14回新株予約権の発行を組み合わせることにより、当社が必要とする資金を機動的に確保することを目的とするものです。

本新株予約権及び本社債の概要は以下のとおりです。

＜第13回新株予約権＞
当社は、第13回新株予約権について、Gファンドとの間で、下記の内容を含む第13回新株予約権買取契約を締結します。
①行使価額の修正
第13回新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額（25.2円）です。当社は、第13回新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日以降、及び直前の行使価額の修正に係る第13回新株予約権修正日から６ヶ月を経過した日以降、当社取締役会の決議により、第13回新株予約権の行使価額を、決議日の翌取引日に、第13回新株予約権修正後行使価額に修正することができます。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が第13回新株予約権の下限行使価額（当初14円）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。
第13回新株予約権の下限行使価額は、当初14円（発行決議日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50％に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額）ですが、第13回新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

②行使の時期
Gファンドは、原則として、本社債の償還が完了した後に第13回新株予約権を行使するものとし、本社債の償還が完了するまでの間は、EJSの同意がある場合に限り第13回新株予約権を行使することができます。

＜第14回新株予約権＞
当社は、第14回新株予約権について、EVO FUNDとの間で、下記の内容を含む第14回新株予約権買取契約を締結します。
①行使価額の修正
第14回新株予約権の行使価額は以下のとおり修正が行われます。
(a) 第14回新株予約権の行使価額は、割当日の２取引日後に初回の修正がなされ、以後１取引日が経過する毎に修正が行われます。行使価額の修正が行われる場合、行使価額は、各第14回新株予約権修正日に、第14回新株予約権修正後行使価額（但し、当該金額が第14回新株予約権の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定期間内の取引日において第14回新株予約権の発

行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。

(b) 上記(a)にかかわらず、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の２取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、１取引日が経過する毎に、上記(a)に準じて行使価額は修正されます。

(c) 上記(a)及び(b)にかかわらず、第14回新株予約権の行使が、制限超過行使に該当する場合であって、上記(a)及び(b)の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値を基準として、一般的な慣行として最大10%程度のディスカウント（発行会社から投資家への価値の移転）が行われますが、第14回新株予約権においては、かかる一般的な慣行とは異なり、参照株価に対するディスカウントを設けない設計を採用しております。これにより、同数の新株予約権の行使につき、より多くの資金を調達することが可能となり、同額の資金調達に必要となる新株発行数及び希薄化を抑制することができます。なお、割当日の翌取引日には第14回新株予約権の行使価額の修正は行われませんが、割当日から行使価額の修正の開始に１取引日空けることで、第14回新株予約権の割当を反映した株価による行使価額の修正が行われることとなり、当社としては合理的と考えております。また、本①のようなスキームを採用することにより、仮に2026年12月８日の当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額の28円より大幅に上昇している場合、EVO FUNDはその時点の時価に比して割安な価格で第14回新株予約権を行使可能となりますが、当社の資金調達目的達成の観点から当社と割当予定先との間で協議を行い、行使の蓋然性を高める観点より、かかるスキームを採用しております（なお、取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第５項第４号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができ、第14回新株予約権買取契約においてもその旨を定めております。）。

下限行使価額は、当初14円としますが、第14回新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、同種の資金調達案件との比較検討に加え、資金調達の蓋然性を高めるために、EVO FUNDと当社間で議論の上決定したものであります。

②制限超過行使の禁止

第14回新株予約権買取契約には以下の内容が含まれます。

(a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同施行規則第436条第１項乃至第５項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが第14回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等（取引所の定める有価証券上場規程第410条第１項に定義されます。以下同じ。）の転換等により交付される株式数とあわせて、第14回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る第14回新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。

(b) EVO FUNDは、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第14回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第14回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該第14回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(c) EVO FUNDは、第14回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(d) 上記(c)に従い第14回新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも上記(a)乃至(c)と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとすること。

③行使停止指定条項

第14回新株予約権買取契約には以下の内容が含まれます。

(a) 当社は、第14回新株予約権の払込期日の１ヶ月後以降、EVO FUNDが第14回新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を何度

でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は、第14回新株予約権の行使期間中の本払込期日の１ヶ月後の日以降のいずれかの期間とし、当社がEJSに対して停止指定を通知した日の５取引日後の日（当日を含みます。）から当社が指定する日（当日を含みます。）までとします。

(b) 停止指定がなされた場合、EVO FUNDは、当該停止指定期間中、当該停止指定の対象となった第14回新株予約権を行使することができません。但し、停止指定に係る通知がなされた後、停止指定期間の初日までの期間中に、EVO FUNDが適切に行った第14回新株予約権の行使請求が受け付けられなかった場合（EVO FUNDの責めに帰すべき事由による場合を除きます。）には、当該停止指定は効力を生じません。

(c) 当社は、EJSに対して通知することにより、停止指定を取り消すことができます。

(d) 当社は、停止指定を行った場合又は停止指定を取り消した場合には、取引所の定める所定の方式による適時開示にて、直ちにその事実を開示いたします。

＜本社債＞

当社は、2026年12月24日に割当予定先であるEVO FUNDに対して、下記「＜本社債の概要＞」記載の内容にて発行価額総額69,000,000円の社債（本社債）を発行することを予定しております。なお、第14回新株予約権の発行日から本社債の発行日までの間に同新株予約権が行使された場合、本社債の発行総額は、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の累計額のうち、本社債の各社債の金額（1,725,000円）の整数倍に相当する金額を、69,000,000円から控除した額となります。第14回新株予約権の行使による払込金額は、第２回社債及び本社債の未償還額が残存する限り、第２回社債及び本社債の償還に用いられる見込みです。第14回新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使が進まない場合もありますが、本社債の発行により、第14回新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が本社債の発行時に可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことに加え、利率が0.0％であることなどから、2026年12月24日に本社債を発行することを、2026年11月19日開催の当社取締役会において決議いたしました。なお、本社債は、第14回新株予約権が発行されていることを払込みの前提条件としております。

＜本社債の概要＞

１．	名称	ジーイエット株式会社第３回無担保普通社債
２．	社債の総額	金 69,000,000 円から、2026 年 12 月 7 日に発行された第 14 回新株予約権が本社債の発行日までに行使された場合における、当該行使に際して出資された金銭の合計額に相当する金額を控除した金額（但し、1,725,000 円ごとの控除とし、1,725,000 円に満たない額は控除の対象としません。）
３．	各社債の金額	金 1,725,000 円の１種
４．	払込期日	2026 年 12 月 24 日
５．	償還期日	2028 年 12 月８日
６．	利率	年率 0.0％
７．	発行価額	額面 100 円につき金 100 円
８．	償還価額	額面 100 円につき金 100 円
９．	償還方法	満期一括償還。但し、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。 (1)　本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）は、2027 年６月 24 日以降の繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の５営業日（取引所において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。）前までに又は当社と本社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。 (2)　2026 年 12 月 24 日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、本社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の５営業日前までに又は当社と本社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、

		当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は 14 円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。 (3) 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、本社債権者は、繰上償還日の５営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。但し、本請求は、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合、本新株予約権及び第 13 回新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本社債の発行日時点で存在する新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合並びにその他適用法令により必要となる場合についてはこれをすることができません。 (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ第 14 回新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第５項及び第６項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (7) 当社において、当社普通株式の全てを全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当該種類株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第１項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場

		合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 (8) 当社は、2026 年 12 月 7 日に第 14 回新株予約権が発行されない場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 (9) 当社が、第 14 回新株予約権の全部又は一部につき、第 14 回新株予約権買取契約に定める停止指定を行った場合、本社債権者は、その選択により、繰上償還日の５営業日前までに又は当社と本社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知を行った上で、その保有する本社債の全部又は一部を、繰上償還日に、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 (10) 当社が、第 14 回新株予約権の発行要項に基づき第 14 回新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の５営業日前までに又は当社と本社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知を行った上で、その保有する本社債の全部又は一部を、繰上償還日に、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 (11) 第 14 回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の第 14 回新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、本社債の金額（1,725,000 円）の整数倍以上となった場合、本社債権者は、当該整数分の本社債を、第 14 回新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の３営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。
10.	総額引受人	EVO FUND
11.	資金使途	当社が大株主として出資する株式会社オルトプラスホールディングスとの資本関係の強化及び今後の事業上の連携・協業の推進を目的とする、同社株式の追加取得

＜資金調達方法の選択理由＞

当社は、上記「（１）募集の目的」に記載した資金使途の目的に適う資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、過去に当社の新株予約権を引き受けているEVO FUNDによる第三者割当をEJSに相談したところ、本スキームの提案を受けました。

本スキームのうち、第14回新株予約権は、当面の資金需要を満たす資金を高い蓋然性をもって調達できるように行使価額修正条項を付した設計であり、他方で、第13回新株予約権は、当社の取締役会の決議がない限り行使価額が固定され、株価の下落リスクを回避しつつ、中期的な期間で当社に必要な資金の調達が期待できる設計となっております。第14回新株予約権の発行後の行使・売却によって株価が下落し、第13回新株予約権の行使価額を下回った場合、第13回新株予約権の行使が進まないリスクがありますが、第14回新株予約権で調達した資金を当社の資金需要に充当することで、第14回新株予約権の株価下落圧力を上回る企業価値の向上を実現するとともに、当社の取締役会の決議により第13回新株予約権の行使価額を修正して行使を促進することも可能であり、第13回新株予約権に基づく中期的な資金調達と合わせて、短期的かつ中期的な資金調達を実現することができると判断しました。

第14回新株予約権は、参照株価に対するディスカウントを設けない行使価額設計で、当社による将来の資金調達に関して割当予定先の事前承諾を要する条項及び優先交渉権その他これに類する条項（以下、個別に又は総称して「発行体ロックアップ等」といいます。）を付さない設計

であると同時に、取得条項や行使停止指定条項を通じて当社の事業環境又は資金需要の変化に応じて希薄化の継続の要否を主体的に判断することが可能となっており、EVO FUNDからスワップ等を用いない保有の透明性の確約や当社の要請に応じて取引記録を共有いただける設計となっております。当該設計に加え、本スキームは段階的な行使を通じた市場への影響の平準化を組み合わせるものであり、当社の株主及び株価への影響に配慮しております。一方で、当社にとっては調達の時期が不確定なものであるため、下記「３.調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に必要な資金を速やかに調達できるよう、2026年12月24日付でEVO FUNDに対して総額69,000,000円の無担保社債（本社債）を無利息かつ額面金額にて発行（パー発行）し、第14回新株予約権が行使された場合、当社は、第14回新株予約権の行使により調達した資金をもって、本社債の繰上償還を行うこととすることで(詳細については、上記「＜本社債の概要＞　９．償還方法」をご参照ください。）、当社の株主及び株価への影響に配慮しつつ当社の必要とする資金を機動的かつ高い蓋然性をもって調達することが可能となります。また、本スキームにおいては、第14回新株予約権及び本社債に加えて、当社の親会社であるGファンドに対して第13回新株予約権を発行いたします。このような設計について、下記「（３）本スキームの特徴　＜他の資金調達方法との比較＞」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「（３）本スキームの特徴」に記載の「＜メリット＞」及び「＜デメリット＞」を総合的に勘案した結果、EJSからの提案である本スキームでの第三者割当による第13回新株予約権及び第14回新株予約権の発行並びに本社債の発行による資金調達を採用することといたしました。

なお、発行体ロックアップ等について補足いたしますと、同種のエクイティ・ファイナンスにおいては、発行会社が他の資金調達手段について勧誘・協議・交渉又は合意を行うことについて割当予定先の事前承諾を要する条項や、将来の資金調達に係る優先交渉権が付される場合があり、これらは発行会社の将来の資金調達上の選択肢を実質的に制約するものでありますが、本スキームはこうした発行体ロックアップ等を一切含んでおらず、追加の資金調達が必要となった場合又は市場環境等に大きな変化が生じた場合に、その時々の状況に応じて複数の候補を比較検討することが可能となっております。

また、本新株予約権の発行により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「５．発行条件等の合理性　（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載をご参照ください。

（３）本スキームの特徴

本スキームは、当社がGファンドに対し第13回新株予約権を、EVO FUNDに対し第14回新株予約権及び本社債をそれぞれ割り当てることにより、本新株予約権の行使を待たずに本社債の発行により一定の資金を調達するとともに、第14回新株予約権による調達資金を第２回社債及び本社債の繰上償還に優先的に充当してつなぎ資金の早期の返済を図りつつ、当該繰上償還の完了後は第13回新株予約権の行使に係る制限も解除されることにより、Gファンド及びEVO FUNDによる新株予約権の行使に伴ってさらなる資金調達が可能となる仕組みとなっております。

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

＜メリット＞

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に示される合計70,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 譲渡制限

本買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

③ ディスカウントなしでの株式発行

通常、行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値から８～10%程度のディスカウントがなされるのが一般的ですが、第14回新株予約

権修正後行使価額は、第14回新株予約権修正日に先立つ５連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の100％に相当する金額（但し、当該金額が第14回新株予約権の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）と設定されているため、当該参照株価からディスカウントがされません。株価上昇時においては当該修正後行使価額が第14回新株予約権修正日前日終値の株価の90％を下回る可能性がありますが、株価下降時においては当該行使価額が第14回新株予約権修正日前日終値の株価の90％を上回ることとなり、修正頻度によって当社にとって有利な条件があるか否かが決定されるものではないと考えられます。したがって、株価動向次第では直前取引日の終値からディスカウントされることはあるものの、参照株価からディスカウントがなされない設計により、一般的な行使価額修正条項付新株予約権と比較して市場株価から乖離が少ない価額での行使が期待されるため、第14回新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、第14回新株予約権においては、上記のとおり参照株価からのディスカウントがなされないことから、参照株価からのディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。なお、制限超過行使に該当する場合であって、第14回新株予約権の発行要項第10項第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます（取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第５項第４号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は、上記「（２）資金調達方法の概要及び選択理由　＜第14回新株予約権＞　②制限超過行使の禁止」に記載した制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることができることになっており、第14回新株予約権買取契約においてもその旨定めております。）。

④　株価への影響の軽減

本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

⑤　株価上昇時の調達額増額

第14回新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑥　株価上昇時の行使促進効果

第14回新株予約権の行使期間中に株価が大きく上昇する場合、EVO FUNDが投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑦　即座の資金調達

本社債の発行により、当社は本社債の払込期日（2026年12月24日）において、株式会社オルトプラスホールディングスとの資本関係の強化及び今後の事業上の連携・協業の推進を目的とする、同社株式の追加取得のための資金の確保が可能となります。また、本社債は無担保であり、当社は下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２)調達する資金の具体的な使途」に記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いることができます。

⑧　資金調達コストの削減

第13回新株予約権、第14回新株予約権及び本社債の発行を一度に決議することで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続を経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

⑨　金利コストの低減

本社債は、ゼロクーポンであるため、期中における金利コストの最小化を図った調達が可能となります。

⑩　取得条項

第14回新株予約権には、将来的に第14回新株予約権による資金調達の必要性がなくなったと判断される場合、又はより有利な条件での資金調達手段が確保された場合等において、第14回新株予約権の払込期日から１ヶ月を経過した日以降、当社取締役会が第14回新株予約権を取得する日を定め、EVO FUND又はEJSを含むEVO FUNDの関係会社に対して通知することにより、残存する第14回新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が含まれております。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

当該条項により、当社は、本資金調達後の事業環境又は資金需要の変化に応じて、本スキームによる希薄化の継続の要否を主体的に判断することが可能となっており、既存株主の利益に資する設計であると考えております。

⑪ 行使停止指定

第14回新株予約権買取契約において、当社は、第14回新株予約権の払込期日の１ヶ月後以降、EVO FUNDが第14回新株予約権を行使することができない期間を指定することができる旨が定められる予定です（詳細については、上記「（２）資金調達方法の概要及び選択理由　＜第14回新株予約権＞　③　行使停止指定条項」をご参照ください。）。これにより、当社は、株価動向や資金需要等を勘案し、第14回新株予約権の行使による株式の発行を一定程度コントロールすることが可能となります。

⑫ スワップ等を用いない保有の透明性の確保

EVO FUNDは、第14回新株予約権及びその行使により取得する当社普通株式について、スワップにより、経済的利益若しくは損失を第三者に移転させ又は第三者から移転を受ける取引等を行わない旨を、書面により当社に表明しております。これにより、第14回新株予約権及びその行使により取得する当社普通株式はEVO FUND自身が直接保有するものとして、その保有状況は大量保有報告書等の公衆縦覧書類を通じて市場参加者が把握することが可能であり、当該保有関係の透明性が確保されております。

⑬ 取引記録の共有

EVO FUNDは、第14回新株予約権の行使及び当該行使により取得した当社普通株式に係る取引について、当社の要請に応じて取引記録を共有することに同意しております。これにより、当社はEVO FUNDによる行使及び市場売却の状況を常時把握することが可能となる体制を構築しております。

＜デメリット＞

① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に下限行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

EVO FUNDの保有方針は純投資であり、第14回新株予約権の行使により取得する株式を原則として市場内で売却する方針であるため、当社株価に短期的な下押し圧力が生じる可能性があります。

一方で、(i)取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同施行規則第436条第１項乃至第５項に基づく制限超過行使の禁止により、単一暦月中にEVO FUNDが第14回新株予約権の行使により取得する株式数は、原則として払込日時点における当社上場株式数の10%に制限されること、(ii)EVO FUNDは、第14回新株予約権の行使により取得する株式の売却に際し、市場の状況に配慮する方針であることを確認していること、並びに(iii)行使価額に参照株価に対するディスカウントが付されていないことから、第14回新株予約権の行使に伴う価格形成への影響は一定程度抑制されるものと考えております。

④ 希薄化の発生

第13回新株予約権及び第14回新株予約権の行使が進んだ場合、合計70,000,000株（第13回新株予約権：35,000,000株、第14回新株予約権：35,000,000株）の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。また、第12回新株予約権は取得及び消却を行わず存続するため、同新株予約権の行使によっても希薄化が生じます。但し、第14回新株予約権は原則として約２年間にわたって段階的に行使される予定であり、また、第13回新株予約権は原則として本社債の償還が完了した後に行使される予定であることから、かかる希薄化が一度に生じるものではありません。さらに、当社は、行使停止指定条項により、第14回新株予約権の行使による希薄化を一定程度コントロールすることが可能です。

＜他の資金調達方法との比較＞

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本資金調達の方がメリットは大きいと考えております。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ 新株式発行による第三者割当増資

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達の有効な手法となりえますが、公募増資と同様、発行と同時に１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えます。また、調達額は発行時の一時的な株価動向に左右され、市場動向に応じた機動的かつ柔軟な資金調達をすることができません。そのため、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

④ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、現在の当社の利益水準を考慮すると上場要件も満たさないことは明白なため、今回は具体的に検討しないこととといたしました。

⑥ 社債又は借入れによる資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入れのみによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があるところ、当社の事業特性、財務状況及び資金使途も勘案し、資本性調達が最適であるとの結論に至りました。また、今後の事業戦略推進において、機動性の高い有利子負債調達余力を残す観点からも、負債性の資金調達は今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。なお、上記「（２）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり、当社は、本新株予約権に加えて本社債を発行するものの、第14回新株予約権の行使により調達した資金を第２回社債及び本社債への償還金として優先的に充当する予定であることから、本社債の発行手取金は本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	1,865,150,000円
	本新株予約権の払込金額の総額	3,150,000円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,862,000,000円
②	発行諸費用の概算額	20,540,000円
③	差引手取概算額	1,844,610,000円

（注）１．払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（第13回新株予約権1,750,000円、第14回新株予約権1,400,000円、合計3,150,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第13回新株予約権882,000,000円、第14回新株予約権980,000,000円、合計1,862,000,000円）を合算した金額であります。
２．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
３．発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、株式事務手数料、第三者委員会費用、第三者調査機関費用、登記費用等の合計額であります。
４．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計1,844,610,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①　第２回社債及び本社債の償還資金	69	2026年12月～2028年12月
②　既存アパレル事業・既子会社の事業再生及び成長投資	925	2026年12月～2028年２月
③　M&A・資本提携等の成長投資	380	2027年１月～2028年12月
④　新規事業・グループ成長基盤への投資	470	2027年１月～2028年２月
合計	1,844	―

（注）１．本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。
２．支出予定時期までの期間中に、本新株予約権の行使により十分な資金が調達できなかった場合には、別途、資金調達の検討、調達方法又は調達規模の調整等により対応する予定です。
３．①について、下記のとおり、第12回新株予約権の行使による調達資金並びに第14回新株予約権の発行及び行使による調達資金は、いずれも各新株予約権が行使された都度、第２回社債の償還に充当されます。したがって、第12回新株予約権の行使に先立ち第14回新株予約権の行使が進むような局面では、第14回新株予約権による調達資金に係る①に対する充当額は、増加することになります。なお、第12回新株予約権の行使によって調達する資金は本社債の償還に充当されません。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

①　第２回社債及び本社債の償還資金

当社は2026年10月20日発行決議、同日発行の第２回社債（発行価額の総額：160百万円、償還期日：2028年12月４日、利率：年率0.0%、割当先：EVO FUND）を、2026年12月から2028年12月の間に、EVO FUNDに割り当てる第14回新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。第２回社債が全額償還された後、当社は2026年11月19日発行決議、同年12月24日発行予定の本社債（発行価額の総額：69百万円、償還期日：2028年12月８日、利率：年率0.0%、割当予定先：EVO FUND）を、2026年12月から2028年12月の間に、EVO FUNDに割り当てる第14回新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。なお、2026年10月20日付「(開示事項の変更)第２回無担保普通社債の発行及び第12回新株予約権に係る資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表したとおり、第12回新株予約権の行使により調達する資金の

うち、160百万円を第２回社債の償還に充当する予定であり、第12回新株予約権の行使による調達資金並びに第14回新株予約権の発行及び行使による調達資金は、いずれも各新株予約権が行使された都度、第２回社債の償還に充当されます。したがって、第12回新株予約権の行使に先立ち第14回新株予約権の行使が進むような局面では、第14回新株予約権による調達資金に係る①に対する充当額は、増加することになります。第12回新株予約権の行使によって調達する資金は本社債の償還に充当されません。
本社債は、同新株予約権の行使資金の前倒し調達を目的として、本新株予約権の発行決議と同時に決議を行い、同新株予約権の行使に先立って発行されるものです。本社債により調達する資金については、当社が大株主として出資する株式会社オルトプラスホールディングスとの資本関係の強化及び今後の事業上の連携・協業の推進を目的として、同社株式の追加取得に充当する予定です。

② 既存アパレル事業・既子会社の事業再生及び成長投資
当社グループは、既存アパレル事業及び既存子会社の収益力の回復並びに持続的な成長に向けた事業基盤の整備を進めるため、合計925百万円を充当する予定です。このうち、2026年３月に完全子会社化した株式会社コーエンについては、子会社化後の事業再生及び成長に必要な資金として760百万円を予定しております。主として、事業運営に必要なインフラ基盤の整備及び新規事業であるコスメ事業等の推進に係る投資を想定しております。
また、当社の既存アパレル事業（マックハウス事業）については、商品・IP戦略の強化、店舗改装並びに事業運営体制の見直し等を通じた収益構造改革を推進するため、165百万円を充当する予定です。
なお、具体的な施策の内容及び支出時期については、今後、実施計画の具体化や関係事業者からの見積取得等を通じて必要資金を精査し、各施策の優先順位及び事業計画の進捗状況等を踏まえて決定してまいります。

③ M&A・資本提携等の成長投資
当社グループは、既存事業との相乗効果が期待できる企業への投資等を通じて、事業基盤の拡充及び中長期的な収益力の強化を図る方針です。このため、M&A、資本提携及び事業取得等に係る投資資金として300百万円、案件の調査・検討及び実行後の統合対応等に係る関連費用として80百万円の合計380百万円を充当する予定です。
個別案件については、今後の検討及び交渉の進捗等により実施の可否、条件及び時期が変動するため、現時点で案件ごとの支出額及び実施時期は確定しておりません。一方、案件の検討から実行までの過程において資金需要が生じることが想定されるため、投資機会に適時に対応できるよう、必要な資金を確保するものです。具体的な充当先及び支出額については、案件ごとの事業性、採算性及び実行条件等を検証の上決定し、当社が2025年８月22日にEVO FUNDに対して発行した第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）及び第12回新株予約権による調達資金の使途と重複しないよう区分して管理する方針です。

④ 新規事業・グループ成長基盤への投資
当社グループは、中長期的な企業価値の向上に向け、新たな事業機会への対応及びグループ全体の経営基盤の強化を進める方針です。このため、新規事業の事業化及び既存事業の成長に向けた投資に加え、持株会社体制へ移行し、グループ全体の経営基盤の整備・強化に必要な資金として、合計470百万円を充当する予定です。
これらの施策については、新規事業の立上げに向けた事業性の検証や外部事業者との協議、事業運営体制の整備等に一定の準備期間と先行投資を要する他、今後の事業展開に応じて複数の施策を段階的かつ並行して推進することを想定しております。
個別案件の具体化後に都度資金調達を行う場合には、資金調達の時期や市場環境によって事業計画の進捗に影響が生じ、事業機会を逸する可能性があることから、当社としては、新規事業の事業化及びグループ全体の経営基盤の強化を計画的かつ機動的に推進するため、470百万円の資金を確保する必要があると判断いたしました。
なお、資金の充当にあたっては、各施策の進捗状況、収益性及び投資効果等を十分に検証した上で、実行の必要性や優先順位を慎重に判断し、段階的に投資を実施していく方針です。

４．資金使途の合理性に関する考え方
上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達に係る資金使途は、協業を支える資本関係、現在の事業の収益改善、将来の成長領域への投資及びそれらを支える共通基盤を相互に結び付ける使途です。各投資の効果を既存事業の収益力向上と新たな収益源の創出につなげ、グループ全体の持続的な成長及び企業価値向上を図るという目的に照らし、合理性があると考え

ております。したがって、本資金調達は、中長期的な当社の企業価値の向上により、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本顕三、住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計と当社、支配株主及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとしました。また、赤坂国際会計は、評価基準日（2026年11月18日）における当社株式の株価（28円）、ボラティリティ（74.4％）、予定配当額（０円／株）、無リスク利子率（2.3％）等及び市場出来高等を考慮し、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権１個の払込金額を、それぞれ当該評価額と同額とし、第13回新株予約権は５円、第14回新株予約権は４円としています。

Gファンドに割り当てる第13回新株予約権の行使価額につきましては、当初行使価額については2026年11月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額、下限行使価額については当該終値の50％に相当する金額（0.1円未満の端数切り上げ）にそれぞれ設定されており、同新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日以降、及び直前の行使価額の修正に係る第13回新株予約権修正日から６ヶ月を経過した日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌取引日に、当該決議日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額（0.1円未満の端数切り上げ）に修正することができるものとされております。

EVO FUNDに割り当てる第14回新株予約権の行使価額につきましては、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、EVO FUNDとの協議により、第14回新株予約権修正日に、当該第14回新株予約権修正日に先立つ５連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の100％に相当する金額に修正されるものとし、当初行使価額については2026年11月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100％に相当する金額、下限行使価額については当該終値の50％に相当する金額（１円未満の端数切り上げ）にそれぞれ設定されております。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役３名（うち社外監査役２名）全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見がなされています。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は合計70,000,000株（第13回新株予約権：35,000,000株、第14回新株予約権：35,000,000株）（当該株式に係る議決権数は700,000個（第13回新株予約権：350,000個、第14回新株予約権：350,000個））であり、2026年８月31日現在における当社の発行済株式総数89,107,638株（当該株式に係る議決権数は889,467個）を分母とする希薄化率は78.56％（議決権数に係る希薄化率は78.70％）となります。

当社は、本スキームに伴う希薄化率が大規模な第三者割当に該当する規模となる点について検討し、本スキームにより調達する資金を、本資金調達による希薄化を踏まえつつ、調達資金を既実施M&A案件の事業価値向上、既存事業の収益構造改革、M&A・資本提携及び新規事業・グループ基盤への投資に充当することにより、収益力及び中長期的な企業価値の向上に資するものと考え、本スキームを行うことを決定いたしました。

また、本資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数

70,000,000株に対し、取引所における当社普通株式の過去６ヶ月における１日当たり平均出来高は1,282,769株であり、一定の流動性を有しております。したがって、当社としては上記のような希薄化が生じるものの、今回の資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えております。

なお、EVO FUNDに割り当てる第14回新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は同新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の発行株式数の増加が進行しないように配慮されております。また、同新株予約権には行使停止指定条項が設けられており、当社は、同新株予約権の行使による株式の発行を一定程度コントロールすることが可能です。

以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

なお、本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の小林信介氏（金川国際法律事務所)、当社社外取締役である井上直也氏及び当社社外取締役である道下剣史郎氏の３名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。同委員会は本資金調達の必要性及び相当性につき検討し、下記「９．企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本資金調達につき、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

＜Gファンド＞

① 名称	G Future Fund１号投資事業有限責任組合 （ジーフューチャーファンドイチゴウトウシジギョウユウゲンセキニンクミアイ）	
② 所在地	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号	
③ 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
④ 組成目的	投資先企業の企業価値向上を通して、組合員の財産を最大化することを目的とする。	
⑤ 組成日	2023年９月７日	
⑥ 出資の総額	30億円	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	(無限責任組合員) ・トラストアップ株式会社 0.06% (有限責任組合員) ・ジーエフホールディングス株式会社（以下「ジーエフ社」といいます。）及びその関係会社 98.68% ・株式会社プレンティー 0.06% ・個人 1.2%※ ※個人名については、守秘性の高い情報であるため、当該ファンドの方針(出資者との守秘義務契約)により控えさせていただきます。	
⑧ 業務執行組合員の概要	名称	トラストアップ株式会社
	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
	代表者の役職・氏名	代表取締役　鈴江　正幸
	事業内容	投資事業組合、投資事業有限責任組合及び

		匿名組合財産の運営及び管理、経営コンサルティング、不動産事業
	資本金	2,000 万円
⑨ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	G ファンドは当社の親会社であり、2026 年８月 31 日現在、当社普通株式 52,919,880 株（議決権比率 59.50%）を保有しております。主たる出資者であるジーエフ社の代表取締役である児玉和宏氏は、当社の代表取締役会長を務めております。また、ジーエフ社のグループ会社である B・F・C 株式会社の代表取締役である内野伸彦氏及びジーエフ社のグループ会社である gf.B 株式会社の代表取締役である立花隆央氏は、当社の取締役を務めております。主たる出資者であるジーエフ社との間で、物流・EC・商品の OEM や備品の発注等の取引を行っております。
	当社と当該業務執行組合員との間の関係	トラストアップ株式会社は当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当します。

（注） Gファンドの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年11月19日現在におけるものです。

※当社は、割当予定先であるGファンド、Gファンドの主たる出資者であるジーエフ社とその関係会社及びそれらの代表者、並びに、Gファンドの業務執行組合員であるトラストアップ株式会社及びその代表者について、反社会的勢力等と何らかの関係性を有していないか確認するため、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、Gファンドが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、Gファンドからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目26番４号、代表取締役：中村勝彦）に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年10月14日、Gファンド並びにGファンドの業務執行組合員及び出資者とそれらの代表者に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。以上から総合的に勘案し、当社は、Gファンドは反社会的勢力等との関係がないものと判断し、反社会的勢力等と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。なお、ジーエフ社はGファンドにおいて主要な出資者であり、その影響力により、Gファンドが当社株主としての権利行使を行う権限又はその指図権限、投資権限に対して、実質的な影響を与える可能性があります。

＜EVO FUND＞

① 名称	EVO FUND (エボ　ファンド)
② 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④ 組成目的	投資目的
⑤ 組成日	2006 年 12 月
⑥ 出資の総額	払込資本金：１米ドル 純資産：約222.9百万米ドル（2026年７月31日現在）

⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	議決権：100％ Tiger Holdings Ltd.（Tiger Holdings Ltd.の議決権は間接的に100％マイケル・ラーチが保有）	
⑧	代表者の役職・氏名	代表取締役　マイケル・ラーチ 代表取締役　リチャード・チゾム	
⑨	国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN証券株式会社
		所在地	東京都千代田区紀尾井町４番１号
		代表者の役職・氏名	代表取締役社長　ショーン・ローソン
		事業内容	金融商品取引業
		資本金	12億1,905万8,875円
⑩	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	当社は、EVO FUNDに対し、過去に第９回新株予約権 70,000 個、第 11 回新株予約権 54,000 個及び第 12 回新株予約権 306,600 個を割り当てており、2026年11月19日現在、第12回新株予約権のうち60,000個が残存しております。また、EVO FUNDは、2026年11月19日現在、当社普通株式3,426,000株を保有しております。EVO FUNDは、当社第２回無担保普通社債120,000,000円を保有しております。
		当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
		当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

（注） EVO FUNDの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年11月19日現在におけるものです。

※当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接的にその持分の100％を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒四丁目 26 番４号、代表取締役：中村勝彦）にEVO FUND並びに間接的にその100％を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年10月14日において、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力等との関係がないものと判断し、反社会的勢力等との関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

＜Gファンド＞

割当予定先であるGファンドは、2024年10月15日から2024年11月12日までを公開買付期間として行った当社の普通株式に対する公開買付けの実施にあたり、当社と十分な協議を経ており、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等の当社の状況を深く理解していることから、Gファンドを割当予定先とすることは、長期的視野に立った企業価値向上を目指した経営を重視することを可能とし、株主の皆様との価値共有が一層促され、当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資すると考えられるため、Gファンドを

第13回新株予約権の割当予定先に選定いたしました。

＜EVO FUND＞

当社は、2025年３月に第三者割当による第９回新株予約権を発行して以降、複数回にわたりEVO FUNDを割当先とした資金調達を行ってまいりました。直近では、2026年２月24日に、EVO FUNDを割当予定先として第12回新株予約権の発行及び第１回無担保社債(私募債)の発行を決議しております。

当社は、「２．募集の目的及び理由（１）募集の目的」に記載した資金使途の目的に適う資金調達を検討する中で、2026年８月に、EJSに対して、資金調達手法に関する助言を求めました。これを受け、同社から本スキームに関する提案を同月に受け、協議を開始いたしました。当該提案を当社内において協議・検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達を行うことができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。

割当予定先であるEVO FUNDは、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社であり、2001年に創業したエボリューション・ファイナンシャル・グループの中核となる投資ファンドです。その国内代理人であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（関東財務局長（金商）第20号）は、東京都千代田区のニューオータニガーデンコートに専門チームを設置し、資金調達のアレンジメント業務（注１）、案件の執行及び発行後の運用管理を担っております。EVO FUNDは、取締役の派遣等による経営関与を行わない純投資を基本としており、国内の上場企業に対する新株予約権の第三者割当において、参照株価に対するディスカウントを設けない新株予約権（EVO-ZERO®）による投資を主としております。また、発行会社のニーズに応じ、ゼロクーポン無担保社債を額面100％で取得することをはじめ、短期の資金需要に対応した資金調達手段も提供しております。同社の手法は、発行会社の経営の自由度を確保する観点から、将来の証券及び株式発行を制限せず、今後の資金調達に係る優先交渉権及び先買権を付さない設計を特徴としております。また、スワップにより保有実態を不透明化する手段を用いない方針とされております。EVO FUNDには、こうした設計及び方針を独自の標準として他社に先駆けて確立し、25年以上にわたり日本株への投資を継続してきた実績があります。グループとしては、上場企業70社超に対する第三者割当案件として150件超、累計調達金額約1.4兆円（注２）に上り、2023年以降、国内第三者割当リーグテーブルにおいて毎年第１位を獲得しております（注３）。

（注１）第14回新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（注２）EJSが当初想定調達金額を元に算出しております。

（注３）出所：EJS

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

＜Gファンド＞

G ファンドからは、第13回新株予約権の行使により取得する当社株式について、中長期保有の方針である旨を口頭で確認しております。権利行使を行うタイミングについては、当社の資金需要に応じて権利行使を行う方針であること、また、第13回新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明を、口頭により確認しております。

また、第13回新株予約権買取契約において、Gファンドは、原則として、本社債の償還が完了した後に第13回新株予約権を行使するものとし、本社債の償還が完了するまでの間は、EJS の同意がある場合に限り第13回新株予約権を行使することができる旨が定められる予定です。

＜EVO FUND＞

EVO FUNDは、純投資を目的としており、第14回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、第14回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケ

ットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。
あわせて、EVO FUND からは、第 14 回新株予約権及びその行使により取得する当社普通株式について、スワップやその他の保有実態を不透明化する手段による第三者への経済的エクスポージャーの移転を行わない方針であること、及び、当社の要請に応じて第 14 回新株予約権の行使及び当該行使により取得した株式の取引に関する記録を当社と共有する旨の確認を取得しております。
また、当社と EVO FUND は、下記の内容を含む第 14 回新株予約権買取契約を締結します。
（ア） 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第１項、同施行規則第 436 条第１項乃至第５項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に EVO FUND が第 14 回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他の MSCB 等の転換等により交付される株式数とあわせて、第 14 回新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。
（イ） EVO FUND は、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する第 14 回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第 14 回新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該第 14 回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
（ⅰ） 第 14 回新株予約権の行使により交付される株券及びこれと同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」といいます。）が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等（以下「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
（ⅱ） 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
（ⅲ） 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
（ⅳ） 第 14 回新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）以上の場合
（ⅴ） 第 14 回新株予約権の行使期間の最終２ヶ月間
（ウ） EVO FUND は、第 14 回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
（エ） 前号に従い第 14 回新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも上記各号と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとすること。
さらに、EVO FUND が第 14 回新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による承認を要します。また、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容
＜Gファンド＞
当社は、割当予定先である G ファンドの財政状態について、G ファンドの 2026 年 10 月 23 日時点における金融機関の通帳残高の写しを受領し、第 13 回新株予約権の払込みに要する資金は十分であると判断しております。
なお、ジーエフ社より直近３期分の決算報告書の提出を受け、その財務内容の精査をするとともにグループの経営状況をヒアリングした結果、第 13 回新株予約権の行使並びに G ファンドが保有する他社の新株予約権の行使に都度必要な資金を確保するための資金力は十分にあり、第 13 回新株予約権の権利行使は可能であると判断しております。

＜EVO FUND＞
EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及び金融機関の 2026 年８月 31 日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において第 14 回新株予約権及び本社債の払込金額（発行

価額）の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。

なお、第 14 回新株予約権の行使に当たっては、EVO FUND は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各行使の時期は重ならない想定であることから、EVO FUND は第 14 回新株予約権の行使に当たっても十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUND は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を EVO FUND の純資産残高から控除した上でなお、第 14 回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び第 14 回新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

EVO FUND に割り当てる第 14 回新株予約権の発行に伴い、EVO FUND は、当社の親会社である G ファンドとの間で株券貸借契約を締結する予定です（貸借株数上限：4,000,000 株、貸株期間：2026 年 11 月 19 日～2028 年 12 月 18 日、貸株利率：0.0%、担保：無し）。なお、当該株券貸借契約において、EVO FUND は、当社の中間期末及び期末の基準日並びに臨時株主総会の基準日において、借り受けた当社普通株式を一時的に G ファンドに返却することとされております。

７．第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（2026年８月31日現在）（注）１．		募集後（注）３．	
G Future Fund１号投資事業有限責任組合（無限責任組合員 トラストアップ株式会社）	59.39％	G Future Fund１号投資事業有限責任組合（無限責任組合員 トラストアップ株式会社）	70.84％
EVO FUND（常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社）	2.88％	楽天証券株式会社共有口	1.51％
楽天証券株式会社共有口	2.10％	株式会社SBI証券	1.29％
株式会社SBI証券	1.79％	BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	0.67％
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	0.93％	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	0.53％
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD（常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	0.74％	海渡 潔	0.38％
海渡 潔	0.53％	NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW（常任代理人 野村證券株式会社）	0.31％
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW（常任代理人 野村證券株式会社）	0.43％	UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	0.31％
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	0.43％	株式会社SBIネオトレード証券	0.25％
株式会社SBIネオトレード証券	0.35％	斎藤 真吾	0.19％

（注）１．募集前の持株比率は、2026年８月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

２．募集前及び募集後の持株比率は、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。

３．募集後の持株比率は、2026年８月31日現在の発行済株式総数89,107,638株に、Gファンドに割り当てる新株予約権の目的となる株式数35,000,000株を加算して算出しております。

４．EVO FUNDによる第14回新株予約権の保有目的は純投資であり、EVO FUNDは、取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、EVO FUNDによる同新株予約権の行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の大株主及び持株比率にEVO FUNDは記載しておりません。

８．今後の見通し

当社は、本資金調達が当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、これによる2027年２月期の業績に与える影響は現在精査中であり、別途開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。当社は、本資金調達について、直ちに大規模な株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本資金調達に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ２ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の小林信介氏（金川国際法律事務所)、当社社外取締役である井上直也氏及び当社社外取締役である道下剣史郎氏の３名によって構成される第三者委員会による本資金調達の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

また、下記「10. 支配株主との取引等に関する事項　（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本スキームは支配株主との取引等に該当するところ、当社は、本スキームによる資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本スキームによる資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本スキームに係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、株主総会の開催までにおよそ２ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うこと等から、総合的に勘案した結果、本第三者委員会による本スキームの決定が当社の少数株主にとって不利益でないこと並びに本スキームの必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、上記「５．発行条件等の合理性　（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年11月18日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

第１　本資金調達の必要性及び相当性

１．結論

第三者委員会は、本資金調達について、必要性及び相当性のそれぞれの観点から問題がないと考える。

２．理由

（１）　必要性

本資金調達により調達を予定する資金は、合計約 1,844 百万円であり、その使途は以下のとおりとのことである。

①　本社債の償還資金（69 百万円）

当社は、本調達資金のうち 69 百万円を、本社債の償還資金に充当する予定である。本社債は、行使に伴って段階的に調達が行われることとなり調達の時期が不確定なものであるという新株予約権による資金調達の性質に鑑み、当社が必要とする資金を速やかに調達できるよう、第 14 回新株予約権の割当予定先である EVO に発行されるものである。当社は、本社債による調達資金を、当社が大株主として出資する株式会社オルトプラスホールディングスとの資本関係の強化及び今後の事業上の提携・協業の推進を目的とする

同社株式の追加取得資金に充当する予定であり、本社債の発行総額及び発行日は当該追加取得にかかる支払額及び支払日に基づいて決定されたとのことである。

②　既存アパレル事業・既子会社の事業再生及び成長投資（925 百万円）

当社は、本調達資金のうち 925 百万円を、既存アパレル事業・既子会社の事業再生及び成長投資に充当する予定であり、うち 760 百万円を株式会社コーエン（以下「コーエン」という。）の事業再生及び成長投資に、165 百万円を当社の事業再生に充当する予定である。

このうちコーエンについては、2026 年３月の子会社化後、ブランドの再生・再成長に向けた商品・販促施策に加え、システムの入れ替えや物流拠点の移管に向けた取組みを進めており、2026 年 10 月には新規事業（コスメ事業）の開始を公表し 2027 年６月の事業開始を予定している。これらに伴い、子会社化後の PMI、オフィス移転、物流再編、システム刷新、新規事業の推進及び事業拡大等のための支払により足元の資金繰りが枯渇することが想定されているため、本調達資金のうち 760 百万円を、主として偉業運営に必要なインフラ基盤の整備及びコスメ事業等の新規事業の推進に係る投資に充当することが必要とのことである。

当社の事業再生については、主として当社の既存アパレル事業(マックハウス事業)の、商品・IP 戦略の強化、店舗改装並びに事業運営体制の見直し等を通じた収益構造改革のために、本調達資金のうち 165 百万円を充当するとのことである。

③　M&A・資本提携等の成長投資（380 百万円）

当社は、本調達資金のうち 380 百万円を、M&A・資本提携等の成長投資に充当する予定である。対象としては成長性の高い分野への投資や相乗効果が期待できる企業を予定しており、M&A・資本提携等を通じて、事業ポートフォリオの多角化、ブランドの拡充及び収益・事業基盤の強化を図る方針とのことである。

個別案件については、今後の検討及び交渉の進捗等により実施の可否、条件及び時期が変動するため、現時点で案件ごとの支出額及び実施時期は確定していないものの、案件の実施が決定した際に迅速に対応することに加えて、デューデリジェンスや外部専門家への報酬等の初期費用にも対応できるよう、あらかじめ投資資金を確保しておくことが合理的と考えているとのことである。

④　新規事業・グループ成長基盤への投資（470 百万円）

当社は、本調達資金のうち 470 百万円を、新規事業・グループ成長基盤への投資に充当する予定である。

具体的な支出内容は現時点で確定していないものの、主として、①新規事業の開発・事業化、②訪問販売・買取等の新規事業拡大、③グループ共通基盤の整備（共通 IT・データ基盤・専門人材の確保等）を考えているとのことであり、今後の企業成長に向けて、資金使途に応じた流動的かつ機動的な支出を想定しているとのことである。

本資金調達により調達する資金を上記の資金使途に充当することにより、既存事業の収益力向上と新たな収益源の創出を図ることが可能となり、結果として当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に寄与することが期待できることから、当委員会としては、本資金調達の必要性は認められると考える。

（２）相当性

（ア）他の資金調達手段との比較

当社の説明によれば、他の資金調達手段のうち社債又は借入れのみによる資金調達については、調達額が全額負債となるため財務健全性が低下し今後の借入余地が縮小する

可能性があることから、資金調達方法の候補から除外することとしたとのことである。このためエクイティによる調達を検討したが、このうち、①公募増資については、資金調達が当初から実現するものの同時に１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため株価への影響が大きく、また柔軟性及び機動性に欠けることから、②株主割当増資については、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であることから、③第三者割当増資については、公募増資と同様に発行と同時に１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため株価に対する直接的な影響が大きく、また調達額が発行時の一時的な株価動向に左右され市場動向に応じた機動的かつ柔軟な資金調達をすることができないことから、④MSCB については、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいことから、⑥ライツ・イシューについては、コミットメント型は引受手数料等のコストが増大することが予想されることから、ノンコミットメント型は調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないうえ、現在の当社の利益水準を考慮すると上場要件を満たさないことは明白であることから、それぞれ今回の資金調達方法として適当でないと判断したとのことである。

そのうえで、当社としては、本社債により本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金を得たうえで、純投資を目的とする EVO に MS ワラントである第 14 回新株予約権を割り当てるとともに、第 14 回新株予約権の発行及び行使のみでは当社の希望する調達額に不足する部分については親会社である G ファンドに原則として行使価額が固定された第 13 回新株予約権を割り当てることにより、当社が必要とする資金を調達できる可能性を高めつつ、本新株予約権の発行に伴う希薄化懸念が当社株価に与える影響を一定程度緩和することを図ったとのことであった。

当委員会は、そのような検討過程について合理性を見出しており、相当性が認められると考える。

（イ） 割当先について

i EVO

当社の説明によれば、2026 年８月に過去複数回にわたって当社資金調達の割当先であった EVO の国内子会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社に資金調達の提案を依頼したところ、本資金調達の提案を受け、当社のニーズに合致しており当社の今後の成長にとって最善であると判断したことから、EVO に対して第 14 回新株予約権及び本社債を割り当てることを決定したとのことである。

当委員会は EVO に関して、株式会社東京エス・アール・シーが作成した調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、EVO 及びその関係会社並びにそれらの役員について特に問題を見出していないというものであった。

さらに当社は、EVO の割当予定先としての資金の十分性を確認すべく、EVO の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2026 年８月 31 日現在における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認して第 14 回新株予約権の払込に要する資金を十分に確保しているものと判断し、行使に要する資金についても、EVO は基本的に第 14 回新株予約権の行使と行使により取得した当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため一時に大量の資金が必要になることはないことから十分な資金を有していると判断したとのことである。

ii G ファンド

当社の説明によれば、EVO に対する MS ワラントである第 14 回新株予約権の発行のみでは当社の資金需要を満たせないことから、親会社として当社の事業モデル、経営方針、資

金需要等の当社の状況を深く理解している G ファンドに対して引受けを要請したところ了承されたことから第 13 回新株予約権を割り当てることを決定したとのことである。

当委員会はＧファンドに関して、株式会社東京エス・アール・シーが作成した付調査報告書を検討したが、当該報告書に記載された調査結果は、Ｇファンド及びその関係会社並びにそれらの役員について特に問題を見出していないというものであった。

さらに当社は、Ｇファンドの割当予定先としての資金の十分性を確認すべく、Ｇファンドの 2026 年 10 月 23 日時点における金融機関の通帳残高の写しを確認して第 13 回新株予約権の払込に要する資金を十分に確保しているものと判断し､行使に要する資金はＧファンドの説明によれば主要出資者であるジー・エフホールディングス株式会社（以下「ジーエフ社」という。）及びその関連会社からの追加の出資により行われる予定であるところ、当社がジーエフ社より直近３期分の決算報告書の提出を受けその財務内容を精査するとともにグループの経営状況をヒアリングした結果、当該Ｇファンドによる第 13 回新株予約権の行使のための追加出資を確保する資金力は十分にあると判断したとのことである。

当委員会は、当該割当予定先の選定過程について合理性を見出しており、EVO 及びＧファンドは本資金調達における割当先として相当であると考える。

（ウ）発行条件について

本新株予約権の発行価格の相当性に関して、当委員会は、株式会社赤坂国際会計が作成した評価報告書を検討した。当委員会としては、評価のプロセスについて実務的に極めて一般的な手法で進められ、特殊事情を反映したものではないことから、不合理な点を認めなかった。そして当社は、割当予定先と協議の上、本新株予約権の発行価額を株式会社赤坂国際会計が算定した評価額と同額とすることを決定しており、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。その他の発行条件についても、外部の法律事務所が当社の代理人として関与したうえで割当予定先との協議の上で決定されており、本新株予約権の発行決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の 50%という下限行使価額についても、本資金調達と同種の新株予約権の第三者割当案件における下限行使価額と比較して妥当な水準と考えられる。また第 14 回新株予約権の行使価額は割当日の２取引日以降、１取引日が経過する毎に直前５連続取引日における当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の 100％に相当する金額に修正されるため、株価上昇時においては当該修正後行使価額が修正日の直前取引日終値の株価の 90％を下回る可能性があるものの、参照する株価からのディスカウントがないものとしながらも行使の確率を高める設計として受け入れることとしたとのことである。

なお、当社は行使期間終了日に未行使の本新株予約権を買い取る義務を負っているが、過去の同種案件の経験から当社は本新株予約権が全て行使されるものと考えているため当社が本新株予約権の買い取りを求められることを想定していないうえ、買取価額は発行価額と同額であり買取りにかかるコストは大きくないと考えているとのことである。

以上を総合的に検討のうえ、当委員会としては発行条件の相当性は認められると考える。

（エ）希薄化について

当社によれば、本資金調達により当社の株主は希薄化という不利益を被るものの、本資金調達により調達する資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、希薄化を考慮しても当社の既存株主にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、希薄化の規模は合理的であると判断したとのことである。上記の説明について特に不合理な点は見いだせず、当委員会としては、本資金調達は、既存株主にとって希薄化という不利益を超えるメリットがあると思料する。

第２　Ｇファンドに対する第 13 回新株予約権の第三者割当の決定が少数株主にとって不利益なものでないこと

１．結論

第三者委員会は、当社によるＧファンドに対する第三者割当による第 13 回新株予約権の発行の決定が、当社の少数株主にとって不利益なものではないものと考える。

２．理由

（１）　取引の目的

当社は、本資金調達により調達する資金を上記の資金使途に充当することにより、既存事業の収益力向上と新たな収益源の創出を図ることを企図している。そして、MS ワラントである第 14 回新株予約権を EVO に割り当てることに加えて、原則として行使価額が固定された第 13 回新株予約権を発行することにより、調達資金額を増加させつつ希薄化による株価への悪影響を一定程度抑えることが期待できるところ、その割当先として親会社であるＧファンドを選定した。

（２）　手続の公正性

当社の説明によれば、当社は、Ｇファンド及びその主要出資者であるジーエフ社からの独立性を有する者のみに、本資金調達に係る当社取締役会における審議及び決議その他 Ｇ ファンドとの交渉過程に関与させているとのことである。

そして、当社の説明によれば、第 13 回新株予約権の条件はＧファンドとの間で独立当事者同士の立場で、第 14 回新株予約権に係る EVO との条件交渉とは別途独立して行われたとのことである。

さらに、当社は、本資金調達について、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から本資金調達に係る法的手続に関する助言を受けている。

したがって、本資金調達に係る手続の公正性が認められるものと考えられる。

（３）　対価の公正性

第 13 回新株予約権の発行価額は、当社及びＧファンドから独立した第三者算定期間である株式会社赤坂国際会計による評価額と同額であるが、「第１　本資金調達の必要性及び相当性」内の２（２）（ウ）に記載のとおり当該評価額を導いた評価のプロセスについて不合理な点は認められず、割当予定先であるＧファンドとの協議のうえで第 13 回新株予約権の発行価額を当該評価額と同額とすることを決定したものであるから、公正性が認められるものと考えられる。

（４）　当社の企業価値向上

（１）に記載のとおり、当社は、本資金調達により調達する資金を上記の資金使途に充当することにより、財務基盤の強化及び一層の事業拡大、収益の向上を企図しており、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上に寄与することが期待できる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本資金調達につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を踏まえた結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量並びに株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

１０．　支配株主との取引等に関する事項

（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本スキームは、割当予定先に当社の支配株主であるGファンドが含まれているため、支配株主との取引等に該当します。当社が、2026年11月６日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当社の親会社は、G Future Fund 1号投資事業有限責任組合（以下「本組合」といいます。）及びその無限責任組合員であるトラストアップ株式会社です。また、本組合の主要な出資者であるジーエフ社及びその関係会社との間において、今後取引関係が生じる可能性があります。 当社は、親会社その他の関連当事者との取引を行う場合には、取引の必要性及び条件の妥当性を十分に検討し、一般の取引先と同等の合理的かつ公正な条件によることを基本方針としております。利益相反のおそれがある取引については、法令及び社内規程に従い、必要な審議・承認手続を適切に実施し、親会社からの独立性及び少数株主の利益の保護に配慮してまいります。」と記載しております。

この点、当社は、本スキームについて、下記（２）及び（３）に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本スキームにかかる決定を行っております。このような対応の結果、本スキームは上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本スキームの公正性を担保するための措置として、上記「５．発行条件等の合理性　（１）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、当社、支配株主及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して当該新株予約権の評価を依頼し、公正価値の算定結果を取得いたしました。また、下記（３）に記載のとおり、当社及び支配株主から独立した本第三者委員会の意見を取得しております。さらに、本スキームの採用に係る意思決定に慎重を期し、公正性を担保するとともに利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役のうち、Gファンドの主たる出資者であるジーエフ社の代表取締役である児玉和宏代表取締役、ジーエフ社のグループ会社であるB・F・C株式会社の代表取締役である内野伸彦取締役及びジーエフ社のグループ会社であるgf.B株式会社の代表取締役である立花隆央取締役は、本議案の審議及び決議には参加しておりません。

（３）当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「９．企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載の本第三者委員会の意見の概要をご参照ください。

１１．　最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（単体）（単位：百万円。特記しているものを除きます。）

決算期	2024年２月期	2025年２月期	2026年２月期
売上高	15,409	13,119	11,590
営業損失（△）	△910	△1,213	△2,383
経常損失（△）	△854	△1,161	△2,644
当期純損失（△）	△1,151	△1,472	△3,076
１株当たり当期純損失（△）（円）	△74.46	△95.25	△138.51
１株当たり配当額（円）	－	－	－
１株当たり純資産額（円）	175.09	79.84	70.19

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年11月19日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	96,507,638株	100.00％
現時点の行使価額における潜在株式数	6,000,000株	6.22％
下限値の行使価額における潜在株式数	－	－
上限値の行使価額における潜在株式数	－	－

（注）　上記潜在株式数は、第12回新株予約権（残存個数：60,000個）に係る潜在株式数であります。なお、第12回新株予約権は、本資金調達に際して取得及び消却を行わず、引き続き存続いたします。

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2024年２月期	2025年２月期	2026年２月期
始値	377円	374円	213円
高値	393円	380円	635円
安値	370円	166円	110円
終値	374円	211円	148円

（注）各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

② 最近６か月間の状況

	2026年 ６月	７月	８月	９月	10月	11月
始値	71円	47円	48円	42円	35円	26円
高値	71円	61円	56円	43円	35円	46円
安値	45円	44円	40円	33円	25円	19円
終値	48円	47円	42円	35円	25円	28円

（注）１．各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
２．2026年11月の状況につきましては、2026年11月18日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年11月18日
始値	28円
高値	29円
安値	26円
終値	28円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第９回新株予約権及び第 10 回新株予約権の発行

割当日	2025 年３月３日
発行新株予約権数	100,000 個 第９回新株予約権：70,000 個 第 10 回新株予約権：30,000 個
発行価額	総額 6,920,000 円 第９回新株予約権：5,600,000 円（第９回新株予約権１個当たり 80 円） 第 10 回新株予約権：1,320,000 円（第 10 回新株予約権１個当たり 44 円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	2,056,620,000 円
割当先	第９回新株予約権：EVO FUND 第 10 回新株予約権：G Future Fund１号投資事業有限責任組合
募集時における発行済株式数	15,597,638 株
当該募集による潜在株式数	10,000,000 株（新株予約権１個につき 100 株） 第９回新株予約権：7,000,000 株 第 10 回新株予約権：3,000,000 株
現時点における	行使済新株予約権数：70,000 個（残新株予約権数：０個）

行　使　状　況	第９回新株予約権：70,000 個 第 10 回新株予約権：０個 ※未行使の第 10 回新株予約権 30,000 個は、2025 年 12 月 26 日付で全て取得し、2025 年 12 月 29 日付で全て消却しております。
現時点における調達した資金の額（差引手取概　算　額　）	2,390 百万円
資金使途変更後の資　金　使　途	①　ビットコイン、暗号資産購入資金：1,700 百万円 ②　借入金の返済：690 百万円
資金使途変更後の支出予定時期	①　充当済み ②　2025 年 12 月～2027 年８月
現時点における充　当　状　況	①　ビットコイン、暗号資産購入資金：1,700 百万円充当済み ②　借入金の返済：現時点では充当しておりません。

（注）１．2025 年６月 18 日付「第三者割当により発行された第９回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使完了及び月間行使状況に関するお知らせ」のとおり、第９回新株予約権の行使は完了しております。第 10 回新株予約権については、2025 年 12 月 11 日付「第 10 回及び第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）の買入れ及び消却ならびに調達資金の使途変更に関するお知らせ」のとおり、現在の株価水準と行使価額との乖離が継続している状況を踏まえると、今後行使が行われる可能性は限定的であり、資金調達手段としての実効性が失われていると判断し、また、調達手段として機能しない新株予約権を残存させることは、当社の資本政策の明確性や株価形成の透明性の観点から適切ではないと考え、割当先である G ファンドとの合意のもと、未行使となっていた第 10 回新株予約権 30,000 個全部を買入れにより取得し、消却することといたしました。未行使となっていた第 10 回新株予約権（30,000 個）は 2025 年 12 月 26 日付で全て取得、2025 年 12 月 29 日付で全て消却済みです。

２．当社は、持続的な企業価値向上を目指す中で、近時の事業環境を包括的に再評価し、特に、デジタル経済の進展に伴う暗号資産市場の著しい拡大は、新たな成長機会を当社にもたらすという認識に基づき、当社の事業戦略を機動的に見直し、暗号資産市場への戦略的投資が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、2025 年６月 12 日付「(開示事項の変更) 新株予約権に係る資金使途の変更に関するお知らせ」及び 2025 年６月 19 日付「(開示事項の変更) 新株予約権に係る資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、2025 年６月 12 日及び 2025 年６月 19 日開催の各臨時取締役会における決議を通じて、当初「新規事業の開発（M&A・新規企業への投資)」に充当を予定していた資金の一部、及び「設備投資」に充当を予定していた資金の一部を、ビットコインをはじめとする主要な暗号資産の購入資金に充当することにいたしました。これは、ブロックチェーン技術及びビットコインを中心とした暗号資産が、将来の経済活動における新たな収益源の創出に不可欠な要素となるとの確信に基づき、当社の投資ポートフォリオに新たな成長ドライバーを組み込むことを目的としておりました。また、第９回新株予約権は、その行使価額が１取引日が経過する毎に修正日の前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の 95%に相当する金額に修正される行使価額修正条項付新株予約権であったところ、2025 年６月 19 日付「第三者割当による第９回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行による資金調達完了およびビットコイン追加購入に関するお知らせ」のとおり、第９回新株予約権の当初の資金調達予定額は、当初行使価額 210.9 円で第９回新株予約権が全て行使されたものと仮定した金額でしたが、当社の事業戦略及び成長戦略に対して高い評価をいただき、平均行使価額は 341.6 円（162.0%）と上昇したため、資金調達実績額は、当初の資金調達予定額よりも 914 百万円増加しました。この当初の資金調達予定額を超過して調達できた資金についても、ビットコインをはじめとする主要な暗号資産の購入に充当することといたしました。その後、当社は過去に実施した第三者割当による第９回乃至第 11 回新株予約権の発行により調達した資金の使途について、既存事業の再構築、暗号資産（ビットコイン）を活用した財務戦略、並びに M&A を含む事業領域拡大を推進する中で、①暗号資産（BTC）取得に係る資金需要の拡大と②M&A 手続に必要となる資金、及び買収後の事業運営に必要となる資金（運転資金を含む）の資金需要があらためて確認されたことから、既に調達した資金の使途を重点領域に合わせて再配分することが必要であると判断し、2025 年 12 月 11 日付「第 10 回及び第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）の買入れ及び消却ならびに調達資金の使途変更に関するお知らせ」のとおり、2025 年 12 月 11 日開催の取締役会において、第 10 回新株予約権の調達資金で充当を予定していた借入金返済資金 900 百万円については、

第９回新株予約権の調達資金から 690 百万円のみを充当し、残額については第 11 回新株予約権による調達資金を充当するとともに、第 10 回新株予約権の調達資金で当初充当を予定していた新規事業開発資金 300 百万円及び設備投資 60 百万円については、現下の優先事業との整合性を踏まえ、当面は調達資金をビットコイン・暗号資産購入及び新規事業開発に優先的に配分することを決議いたしました。なお、これらの資金については、今後の事業展開に応じて、別途資金調達を検討いたします。

・第三者割当による第 11 回新株予約権の発行

割当日	2025 年８月 22 日
発行新株予約権数	54,000 個
発行価額	1,350,000 円（新株予約権１個当たり 25 円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	2,351,250,000 円
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	22,597,638 株
当該募集による潜在株式数	5,400,000株（新株予約権１個につき100株）
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：31,500個（残新株予約権数：０個） ※未行使の第11回新株予約権22,500個は、2025年12月26日付で全て取得し、2025年12月29日付で全て消却しております。
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1,240百万円
資金使途変更後の資金使途	①　ビットコイン、暗号資産購入資金：400百万円 ②　M&A・資本提携・新規企業及び新規事業投資：630百万円 ③　借入金の返済：210百万円 ※2026年２月24日付で資金使途を変更しております。
資金使途変更後の支出予定時期	①　2025年12月～2026年８月 ②　2025年12月～2026年８月 ③　2025年３月～2027年８月
現時点における充当状況	①　ビットコイン、暗号資産購入資金：100百万円充当済み ②　M&A・資本提携・新規企業及び新規事業投資：200百万円充当済み ③　借入金の返済：現時点では充当しておりません。

（注）１．2025 年 12 月 11 日付「第 10 回及び第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）の買入れ及び消却ならびに調達資金の使途変更に関するお知らせ」のとおり、現在の株価水準と行使価額との乖離が継続している状況を踏まえると、今後行使が行われる可能性は限定的であり、資金調達手段としての実効性が失われていると判断し、また、調達手段として機能しない新株予約権を残存させることは、当社の資本政策の明確性や株価形成の透明性の観点から適切ではないと考え、割当先である EVO FUND との合意のもと、未行使となっていた第 11 回新株予約権 22,500 個を買入れにより取得し、消却することといたしました。未行使となっていた第 11 回新株予約権（22,500 個）は 2025 年 12 月 26 日付で全て取得、2025 年 12 月 29 日付で全て消却済みです。

２．当社は、過去に実施した第三者割当による第９回乃至第 11 回新株予約権の発行により調達した資金の使途について、既存事業の再構築、暗号資産（ビットコイン）を活用した財務戦略、並びに M&A を含む事業領域拡大を推進する中で、①暗号資産（BTC）取得に係る資金需要の拡大と②M&A 手続に必要となる資金、及び買収後の事業運営に必要となる資金（運転資金を含む）の資金需要があらためて確認されたことから、既に調達した資金の使途を重点領域に合わせて再配分することが必要であると判断し、2025 年 12 月 11 日付「第 10 回及び第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）の買入れ及び消却ならびに調達資金の使途変更に関するお知らせ」のとおり、2025 年 12 月 11 日開催の取締役会において、第 10 回新株予約権による調達資金で充当を予定し

ていた新規事業の開発資金 300 百万円を、第 11 回新株予約権による調達資金の使途に組み入れ、借入金返済につきましても、第９回新株予約権による調達資金で充当し得なかった残額 210 百万円を第 11 回新株予約権による調達資金から充当するとともに、当初「新規事業の開発（M&A・新規企業への投資)」に充当を予定していた資金の一部、及び「設備投資」に充当を予定していた資金の一部を、ビットコインをはじめとする主要な暗号資産の購入資金に充当することを決議いたしました。

３．その後、第 11 回新株予約権により調達した資金の使途につきまして、今後の事業展開及び資金需要の見直しを踏まえ、2026 年２月 24 日付「第三者割当による新株式(現物出資）及び第 12 回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結、第１回無担保社債（私募債）の発行、第 11 回新株予約権（行使価額修正条項付）の調達資金の使途変更、定款の一部変更、資本業務提携、並びに、親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、2026 年２月 24 日開催の取締役会において、マイニング事業への投資資金（330 百万円）及び新規事業の開発（M&A・新規企業への投資）（300 百万円）の使途を、M&A・資本提携・新規企業及び新規事業投資（630 百万円）の使途に変更することを決議いたしました。変更箇所は以下のとおりであり、変更箇所には下線を付しております。

（変更前）

具体的な使途	調達実績	支出予定時期
① ビットコイン、暗号資産購入資金	400（百万円）	2025年12月～2026年８月
（内訳）購入済分	100（百万円）	2025年11月完了
（内訳）購入予定	300（百万円）	2025年12月～2026年８月
② マイニング事業への投資資金	330（百万円）	2025年12月～2026年８月
③ 新規事業の開発（M&A・新規企業への投資）	300（百万円）	2025年12月～2026年８月
④ 借入金の返済	210（百万円）	2025年３月～2027年８月
合計	1,240（百万円）	

（変更後）

具体的な使途	調達実績	支出予定時期
① ビットコイン、暗号資産購入資金	400（百万円）	2025年12月～2026年８月
（内訳）購入済分	100（百万円）	2025年11月完了
（内訳）購入予定	300（百万円）	2025年12月～2026年８月
② M&A・資本提携・新規企業及び新規事業投資	630（百万円）	2025年12月～2026年８月
③ 借入金の返済	210（百万円）	2025年３月～2027年８月
合計	1,240（百万円）	

・第三者割当による新株式（現物出資）の発行

払込期日	2026年３月31日
発行新株式数	46,100,000株
発行価額	１株につき20円
資金調達の額（発行価額の総額）	922,000,000円（現物出資によるため、金銭による払込みはありません。）
資本組入額の総額	461,000,000円
割当先	G Future Fund１号投資事業有限責任組合
現物出資財産の内容及び価額	株式会社オルトプラス（現在の商号は株式会社オルトプラスホールディングス）の普通株式21,441,900株（１株当たりの価額：43円）
資金使途	該当事項はありません。

・第三者割当による第12回新株予約権の発行

割当日	2026年３月31日
発行新株予約権数	306,600個
発行価額	総額3,066円（第12回新株予約権１個当たり0.01円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	602,685,066円
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	25,747,638株（2025年11月30日現在）
当該募集による潜在株式数	30,660,000株（新株予約権１個につき100株）
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：246,600個（残新株予約権数：60,000個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	483百万円
発行時における当初の資金使途	①　M&A・資本提携・新規企業及び新規事業投資：302百万円（2026年４月～2029年２月） ②　第１回無担保社債（私募債）の償還：300百万円（2026年４月～2027年４月）
資金使途変更後の資金使途	①　M&A・資本提携・新規企業及び新規事業投資：142百万円（2026年４月～2029年２月） ②　第１回無担保社債（私募債）の償還：300百万円（2026年４月～2026年８月） ③　第２回無担保普通社債の償還：160百万円（2026年10月～2028年12月）
現時点における充当状況	①　M&A・資本提携・新規企業及び新規事業投資：30百万円 ②　第１回無担保社債（私募債）の償還：300百万円充当済み ③　第２回無担保普通社債の償還：40百万円充当済み

（注）１．2026年10月20日付「(開示事項の変更)第２回無担保普通社債の発行及び第12回新株予約権に係る資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、資金使途を変更しております。

２．上記のとおり、第12回新株予約権の行使による調達資金並びに第14回新株予約権の発行及び行使による調達資金は、いずれも各新株予約権が行使された都度、第２回社債の償還に充当されます。したがって、第12回新株予約権の行使に先立ち第14回新株予約権の行使が進むような局面では、第12回新株予約権による調達資金に係る③に対する充当額は、減少することになります。

別紙１

ジーイエット株式会社第 13 回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称　ジーイエット株式会社第 13 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額　金 1,750,000 円（本新株予約権 1 個当たり 5 円）
3. 申込期日　2026 年 12 月 7 日
4. 割当日及び払込期日　2026 年 12 月 7 日
5. 募集の方法　第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を G Future Fund 1 号投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
   (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
   (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 35,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株（以下「割当株式数」という。））とする。
   なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
   調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
   その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数　350,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額　金 5 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
   (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
   (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、25.2 円とする。
10. 行使価額の修正
   (1) 2027 年 6 月 7 日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合は、行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」という。）の翌取引日（以下「修正日」という。）に、決議日の直前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。

但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である 14 円を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。また、当社は、本項により行使価額が修正された場合、当該行使価額の修正に係る修正日から始まる 6 ヶ月の期間内に修正日が到来する新たな行使価額の修正に係る取締役会決議を行うことができないものとする。

(2) 下限行使価額は、当初 14 円とする。

(3) 下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1 株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合及び第 14 回新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株

予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 0.1 円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①　株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12.　本新株予約権の行使期間

2026 年 12 月 8 日（当日を含む。）から 2031 年 12 月 8 日までとする。

13.　その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14.　新株予約権の取得事由

第 12 項の定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

15.　新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所　　三菱 UFJ 信託銀行　本店

20. 払込取扱場所　　三菱 UFJ 信託銀行　本店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役社長に一任する。

別紙２

ジーイエット株式会社第 14 回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称　ジーイエット株式会社第 14 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額　金 1,400,000 円（本新株予約権 1 個当たり 4 円）
3. 申込期日　2026 年 12 月 7 日
4. 割当日及び払込期日　2026 年 12 月 7 日
5. 募集の方法　第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。
   EVO FUND 350,000 個
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
   (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
   (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 35,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株（以下「割当株式数」という。））とする。
   なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
   調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
   その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数　350,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額　金 4 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
   (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
   (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初 28 円とする。
10. 行使価額の修正
   (1) 行使価額は、割当日の 2 取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がなされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本号に基づく修正が行われる場合、行使価額は、各

修正日に、当該修正日に先立つ 5 連続取引日（以下、「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定期間内の取引日において第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

(2) 本項第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下、「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び②当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、1 取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

(3) 本項第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第 436 条第 1 項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、本項第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が 2026 年 11 月 19 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。）（以下、「発行決議日終値」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

(4) 下限行使価額は、当初 14 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1 株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、又は当社の株式報酬制度に基づき当社若しくはその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合及び第 13 回新株予約権を交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④　当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤　本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)　行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)　行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

①　0.1円未満の端数を四捨五入する。

②　行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)　本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026 年 12 月 8 日から 2028 年 12 月 8 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から 1 ヶ月を経過した日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の 2 週間以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 第 12 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社　本店

20. 払込取扱場所　　三菱 UFJ 信託銀行株式会社　本店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。